

J A ネットバンク利用規定の改正新旧対照表

(下線は、改正箇所)

新	旧
<u>1～6</u> (略)	<u>第1条～第6条</u> (略)
<u>7</u> 振込・振替サービス	<u>第7条</u> 振込・振替サービス
<u>(1)</u> (略)	<u>1.</u> (略)
<u>(2)</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	<u>2.</u> 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。
<u>a～d</u> (略)	<u>(1)～(4)</u> (略)
<u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消 <u>し</u> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下「 <u>訂正</u> 」といいます。）または取りやめ（以下「 <u>組戻し</u> 」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	<u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または取りやめ（以下「組戻し」といいます。）は、原則として取 <u>り</u> 扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。</u>
<u>f</u> 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	<u>(6)</u> 前号の組戻 <u>し</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u>
<u>g</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>8～14</u> (略)	<u>第8条～第14条</u> (略)
<u>15</u> 解約等	<u>第15条</u> 解約等
<u>(1)～(4)</u> (略)	<u>1.～4.</u> (略)
<u>(5)</u> 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	<u>5.</u> 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
<u>a～h</u> (略)	<u>(1)～(8)</u> (略)
<u>i</u> <u>本規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。</u>	(新 設)
<u>j</u> <u>契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合</u>	(新 設)
<u>(a)</u> <u>暴力団</u>	
<u>(b)</u> <u>暴力団員</u>	
<u>(c)</u> <u>暴力団準構成員</u>	

この規定の改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。